



SCB

ニュース&トピックス

No.2025-69

(2025.9.17)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所

研究員 松崎 潤一

03-5202-7671

s1000790@FacetoFace.ne.jp

紙の手形・小切手の廃止を巡る最近の状況

—2026 年度末を視野に入れた的確な対応が急務—

ポイント

- 2026 年度末の紙の手形・小切手¹の廃止に向けて、政府や全国銀行協会による取組みが進んでいる。電子化を通じて、企業負担の軽減や経済全体の効率化が期待される。
- 一方で、手形・小切手の削減は当初予定通りには進んでいない。信用金庫の取引先企業をみると、製造、卸、建設といった業種や、規模が大きい中小企業で手形利用率が高い。
- 中小企業の経営体質の強化に加え、経済全体の効率化のためにも、紙の手形・小切手の廃止と電子化への移行を円滑に進めることが求められよう。

1. はじめに

手形・小切手の廃止に向けた動きが加速している一方で、依然として手形を利用し続けている企業が存在している。

本稿では、手形・小切手の動向を整理したうえで、手形を利用している企業の現状について、信用金庫の取引先を対象としたアンケートデータをもとに検証する。

2. 手形・小切手は事実上 2027 年 3 月末に廃止の予定

(1) 優位性が失われた決済手段としての手形・小切手

手形・小切手は、インターネット取引等がまだ整備されていなかった時代において、遠隔地での取引において多額の現金を持参して取引するリスクを避けるために利用されてきた。また、金融機関に資金決済を集中させることによって、商取引の簡便化を図る手段としても機能してきた。

とりわけ建設業などは、仕事や役務の完成をもって収益が発生する、いわゆる「請負」業であり、仕事の完成に数か月を要することが通常である。このため、その間の資金繰りを補う手段として、手形が役立ってきた経緯がある。

一方で、手形・小切手は、企業にとって事務管理や印紙代などが負担となるうえ、経済全体でみても、効率化の動きを妨げるものとなってしまった。社会全体で電子化が進むなかで、手形・小切手の優位性は急速に失われている。

(2) 手形・小切手の廃止へ向けた動きが進む

こうしたなかで、政府主導で手形・小切手の廃止へ向けた動きが進んでいる。2021 年 6 月に閣議決定された「成長戦略実行計画」では、2026 年度を目途に約束手形の利用を廃止することが打ち出された。この計画では、下請代金の支払いに係る約束手形の支払サイト

¹ 以降、本稿での「手形・小切手」は、特に注釈がない限り紙媒体での手形・小切手を指すものとする。ただし、電子手形等との違いを明らかにする際は、あえて「紙の」という表現を用いることがある。

を 60 日以内に短縮することを推進するとともに、小切手の全面的な電子化を図ることが盛り込まれている。

さらに、発注者と受注者間の取引の適正化を図る観点から、今後は手形払いが禁止されることとなっている。現状では、「下請代金支払遅延等防止法」（通称：下請法）により、手形のサイト（振出日から支払日までの日数）が事実上 60 日に制限されているが、これに加え「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、下請けに対する手形支払いが禁止されることが決定している²。

(3) 手形・小切手の機能は電子化へ移行

手形・小切手の利用廃止と電子化への移行に際して注目されているのが電子記録債権、通称「でんさい」である。

2013 年 2 月に導入されたでんさいは、紙の手形と異なり印紙税が不要であり、郵送や取立てなど事務作業も軽減される。また、電子化されているため紛失や盗難のリスクもない。

でんさいの導入により、金融システム全体の効率化が図られることが期待されている。

3. 電子化が進まない現状

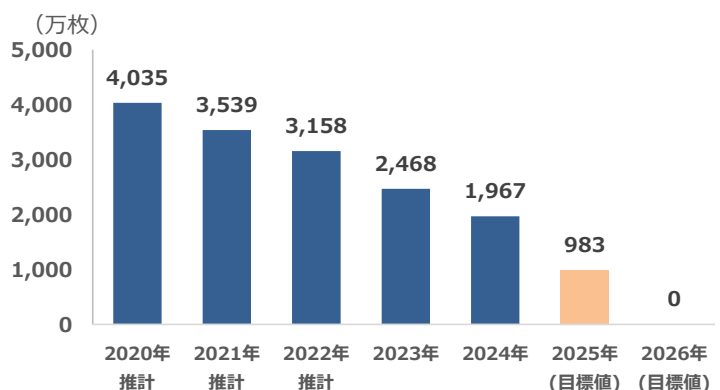
(1) 全国銀行協会の取組み

全国銀行協会は「2026 年度末（2027 年 3 月末）までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という目標を掲げ、自主行動計画を策定している。同協会は 2027 年 4 月から、決済を行うための電子交換所での紙の手形・小切手の運用を廃止する予定である。この動きに協調する形で、信用金庫業界も同様の対応を予定している。

2024 年の交換枚数は 1,967 万枚と前年比で 501 万枚減少したものの、2023 年当時設定されていた 2024 年の目標枚数 1,646 万枚には達しなかった（図表 1）。これに伴い、2025 年の目標枚数も 824 万枚から 983 万枚に修正されている。こうした現状を踏まえると、手形・小切手の削減は当初計画通りに進んでいるとはいえない。

なお、2024 年時点における 254 の信用金庫での電子手形交換所における交換枚数は 496 万枚と全体（1,967 万枚）の約 25%を占めている。他業態と比較すると、信用金庫の取引先企業において手形の利用率が相対的に高いことがうかがえる。

（図表 1）手形小切手の交換枚数及び今後の削減目標



（備考）（一社）全国銀行協会「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～（概要）」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作

² 本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となる（施行期日：2026 年 1 月 1 日）。詳細については、公正取引委員会HP (<https://www.jftc.go.jp/shitauke/>) を参照されたい。

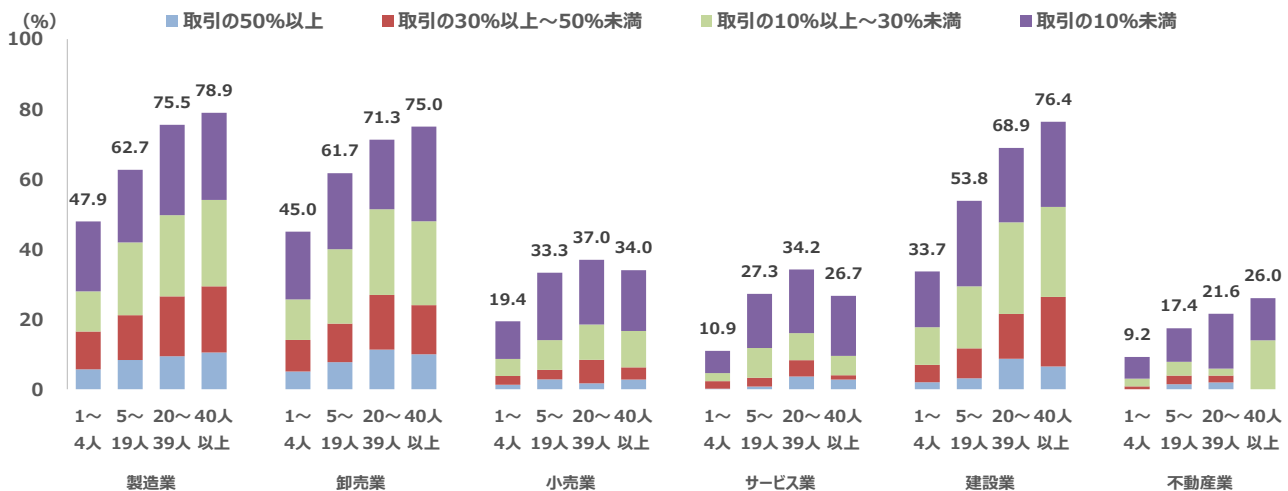
(2) 規模が大きい中小企業ほど手形の利用率が高い模様

信金中央金庫 地域・中小企業研究所が全国の信用金庫の協力を得て 2023 年 3 月に実施した「全国中小企業景気動向調査」によれば、多くの企業で手形に依存している実態がうかがえる。

業種別にみると製造業、卸売業、建設業で、従業員規模別にみると規模が大きい中小企業でそれぞれ利用率が高い傾向にある（図表 2）。また、取引の半分以上を手形が占めるという企業も見受けられる。

経営者からは、「2026 年の約束手形廃止までにでんさいの利用を開始する意向（兵庫県、器具・鋼材卸業）」といった声がある一方で、「業界内で流通している手形は、高齢化が進んでいる茶葉生産者までいきわたっているため、でんさい化は困難（静岡県、緑茶製造）」のように、業界独自の商習慣などから対応が困難といった声もあった。

（図表 2）業種別、規模別の手形取引割合



（備考）第 191 回全国中小企業景気動向調査（2023 年 3 月実施）の結果をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

4. おわりに

本稿では、手形・小切手の事実上の廃止に向けた状況を確認した。中小企業の経営体質の強化のためにも、また、経済全体の効率化のためにも、紙ベースでの手形・小切手の廃止と電子化への移行を円滑に進めることが求められよう。

なお、信金中央金庫 地域・中小企業研究所では、2025 年 12 月に改めて紙の手形・小切手の使用状況についてアンケートを実施する予定である。この調査結果についても、随時、分析を行っていく。

以上

<参考文献>

- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所『全国中小企業景気動向調査』（各回版）
- ・（一社）全国銀行協会『手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～（概要）』（2025 年 3 月）
- ・（一社）全国銀行協会『手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書－手形・小切手機能の全面的な電子化に関する中間的な評価を踏まえて－（2024 年度）』（2025 年 3 月 26 日）

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断でお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。